

## 平成 19 年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画

福祉公社が事業を開始して26年が経過しました。

この間、時代の変遷と共に、福祉を取り巻く環境は激変しました。その変化に的確、柔軟に対応するべく、各種事業を見直し、より一層、市民の期待に応える努力をしてまいります。歴史と伝統を誇る「有償在宅福祉サービス事業」を始め、各種事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。特に、昨年度に得た、有識者による「有償在宅福祉サービス事業検討委員会」の報告を基に、同サービスの本質(後見機能)を、より実践的に打ち出し、有償在宅福祉サービスの質の転換等を図ってまいります。

一方、介護保険事業は、公社の自主事業として平成12年4月より開始しましたが、居宅介護支援事業及び訪問介護事業等も順調に推移しております。また、移送サービス事業(レモンキャブ)やケアマネジャー研修センターなど、市からの委託事業の運営も円滑に行われております。

更に、権利擁護事業、成年後見事業については、東京都のみならず全国的にも高い実績をあげています。また、市長申立による成年後見人を積極的に受任し、市の福祉政策のセーフティーネットとしても機能しています。今後とも、市民ニーズに的確に応えられるよう、より一層の充実を図ってまいります。

本年度は、団塊の世代が定年を迎え、いよいよ高齢社会の始まりとなる年でもあります。このような状況を踏まえて徐々にではありますが、高齢者が健康で楽しく日常生活を送れるよう、高齢者総合センターの社会活動センター事業について見直し、スクラップ・アンド・ビルドの方針で事業を展開してまいります。その第一弾として、4月から健康のため散策を兼ね、都内の名所旧跡を訪ねる「歴史と文化の探訪」、擬似盆栽の「ミニ園芸」講座を開始いたします。

また、良質のサービスを提供するため、3年前より開始した、職員の資質の向上を図る研修会等も充実させてまいります。

昨年度に議論された市の「福祉三団体再編検討有識者会議」の報告を踏まえ、実務者レベルの協議に対応し、公社の諸事業を精査します。また、武蔵野市高齢者保健福祉計画に基づき、財団法人としての自主的な事業運営に努めてまいります。

### 記

#### 1 保健・医療・福祉サービスに関する啓発普及活動 (3,961 千円)

##### (1) 啓発普及事業 (1,000 千円)

市民を対象に講演会、映画会等を開催し、健やかな老後生活のための様々な情報提供、福祉サービスの内容等の紹介を通し、高齢社会における市民の福祉マインドを啓発します。

また、「市民のためのおいじたく講座」として、コミュニティセンター等で民生・児童委員、地域福祉の会や市民グループ等の諸団体を対象に、福祉サービス、権利擁護事業、成年後見制度等について、制度を包括的に解説し、市民が個人として自立自助の老後生活を送るための情報提供をします。

(2) ホームヘルパー養成等講習事業 (2,961 千円)

2級ホームヘルパー養成講習会等は前年度に引き続き公社の自主事業として開催し、ホームヘルパーの資質の向上に努めてまいります。

2 調査研究開発事業 (630 千円)

昭和 56 年4月の事業開始以来、公社の中心的なサービスである有償在宅福祉サービス事業については、有識者による「有償在宅福祉サービス事業検討委員会」において議論いただき、昨年末に報告書が提出されました。これを受けて、時代の要請に合致した新規事業の創設、また、公社自体の経営のあり方等についての検討を行います。さらに、平成20年度に導入が予定される新公益法人改革への対応へ備えるため準備を行います。

3 市民シルバー助け合い事業 (8,326 千円)

高齢者総合相談では、専門家による法律相談のほか、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談、高齢市民の社会支援のための根幹的制度である権利擁護や成年後見制度等の相談に対応します。

低所得者のためのシルバー助け合い事業は、在宅生活困難高齢者等サービス事業及び入院時家事援助等サービス事業を実施します。

4 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業 (410,158 千円)

(1) 高齢者総合センター受託事業 (262,038 千円)

高齢者総合センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、「センターの管理運営」、「在宅介護支援事業」、「地域包括支援事業」、「補助器具センター事業」、「デイサービス事業」を実施します。

① センターの管理運営 (59,710 千円)

センターの管理運営を行います。

② 在宅介護支援センター事業 (56,513 千円)

在宅の要介護高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、看護師・介護指導員・ソーシャルワーカーによる在宅介護支援事業を行います。

③ 地域包括支援センター事業 (30,898 千円)

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、共通的支援基盤の構築、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的マネジメント、介護予防マネジメントを行います。

④ 補助器具センター事業 (25,008 千円)

作業療法士を配置し、専門的な見地から補助器具や住宅改善のアドバイスを実施します。

⑤ デイサービスセンター事業 (89,909 千円)

在宅の要介護高齢者に対し、通所による介護、食事、入浴サービスなどを提供し、これを利用する高齢者の日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、要支援高齢者に対しては、既存のサービスに加えて新たな予防給付サービスとして筋力向上プログラム等を実施し、予防を図ります。

(2) 北町高齢者センター受託事業 (91,913 千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業(コミュニティケアサロン)及び小規模ケアハウスの管理を行います。

(3) ケアマネジャー研修センター受託事業 (13,551 千円)

介護保険における介護支援専門員の資質の向上を図るため、新任研修や現任研修などを実施します。

(4) ホームヘルプセンター武蔵野受託事業 (11,384 千円)

高齢者及び難病者の生活支援ホームヘルプサービスを実施します。

(5) 移送サービス(レモンキャブ)事業 (31,272 千円)

既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出の利便を図るため、地域住民の協力を得て、軽自動車の福祉型専用車両9台を運行する事業を市から受託し運営します。

また、利用者が安心して乗車できるため、運行協力員の公募や安全運転講習会を実施し、安全運行とサービスの向上に努めます。

5 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 (64,861 千円)

高齢者に対して健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会を提供することや世代を超えた児童との交流などを実施します。このため、美術や音楽及び体育を専修した専門の職員を配置すると共に各種講師による講座の充実を図ります。

また、高齢者の生きがいと健康増進事業「地域健康クラブ」はコミュニティセンターを拠点に、16 か所で実施します。

6 高齢者の有償在宅福祉サービス事業 (135,979 千円)

(1) 有償在宅福祉サービス事業 (120,474 千円)

事業開始から27年目を迎えましたが、一層の利用者拡大に努めてまいります。このサービスの特長である利用者への後見機能・社会的支援機能、親族機能

の代行機能等を、益々充実させ、市の高齢者福祉におけるセーフティネットとして、地域社会で利用者が安心して在宅生活を全うできるよう支援してまいります。また、このサービスの本質である後見機能をより鮮明に打ち出し、権利擁護事業、成年後見事業との融合を目指します。

今後も「全国福祉公社等連絡協議会」等に参加し、積極的に他団体と情報交換等を行ってまいります。

また、権利擁護事業及び啓発普及事業を通じて有償在宅福祉サービスを PR するほか、市内の在宅介護支援センターや民生・児童委員との連携を図り、利用者の拡大に努めます。

(2) 権利擁護事業 (6,108 千円)

事業内容の PR を強化するとともに、啓発普及活動との連携を図りながら、利用者の拡大に努めます。また、各在宅介護支援センター職員や民間ケアマネジャーからの困難事例の相談に応じ、実際に調整活動や担当者会議に出席するなどスーパーバイザー的働きも担っています。

(3) 地域福祉権利擁護事業 (4,843 千円)

地域福祉権利擁護事業について、基幹事業所として東京都社会福祉協議会と契約を締結し、利用者の利便性を図り、権利擁護事業とともに利用者の拡大を目指します。

(4) 成年後見事業 (4,554 千円)

有償在宅福祉サービスや権利擁護事業利用者を中心に、判断能力が低下した場合に備えた任意後見契約を締結し、自立的な老後生活を支援します。また、利用者や市長による成年後見等申立の成年後見人を受任します。

公社の成年後見事業は、四半世紀を超える利用者支援のノウハウを駆使し、単に法律行為の代理にとどまらず、それに付随する事実行為を包含する生活関係の包括的支援を行います。その特長は、顔の見える成年後見事務です。

7 介護保険における居宅介護支援事業及び訪問介護事業 (236,556 千円)

(1) 居宅介護支援事業 (43,944 千円)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施するほか、要介護認定調査を実施します。

(2) 訪問介護サービス事業 (192,612 千円)

ホームヘルプセンター武蔵野で、介護保険法による訪問介護サービス事業を実施します。

8 自立支援法による居宅介護サービス事業 (10,832 千円)

ホームヘルプセンター武蔵野で、障害者を対象にした自立支援法による居宅介護サービス事業を実施します。

## 9 その他

東京都社会福祉協議会、市民社会福祉協議会、医師会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等関係機関との連携を密にして事業を推進します。